

仕 様 書

1 件名

令和6年度「山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興」に係るウェブサイト運営管理及びプロモーション業務委託

2 目的

東京都（以下「都」という。）は、山形県と連携し、女性の視点を生かした観光振興の推進に向け、東京都と山形県の観光資源を効果的に発信することにより、両地域への旅行者誘致の促進や地域経済の活性化を推進するため、共同プロモーションを実施する。

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 対象市場・ターゲット

国内外の個人旅行者。主に女性。

6 全体運営

（1）全般について

受託者は、「2 目的」に基づき、都および山形県の観光素材の魅力を「5 対象市場・ターゲット」に効果的に訴求できるよう、次の事業を円滑に運営実施すること。

ア 雑誌への記事広告出稿

イ SNS を活用した情報発信

ウ トラベル小冊子の発行

エ ウェブサイト運営管理及び情報発信の実施

<https://www.yamagata-tokyo.org/>（以下「公式サイト」という。）

オ オンライン広告の実施

カ 「東京都と山形県との連携による観光客誘致推進協議会」（以下「協議会」という。）の運営にかかる手配等業務

（2）実施体制

ア 都及び山形県への旅行者動向・分析を踏まえ、事業を遂行すること。

イ 本事業の遂行に当たり十分な実施体制を構築するとともに、パートナー会社を含めた体制管理を徹底すること。

ウ 受託者は各事業の詳細な年間スケジュール及び作業フロー・体制等を明らかにした事業計画書を作成し、常に財団と進捗共有等を行い、遅滞なく実施すること。

- エ 業務の詳細について事前に財団へ報告の上実施し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- オ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。
- カ 事業の実施にあたっては、都、山形県双方の観光産業振興に資するよう、専門的な知見を踏まえ、運営すること。
- キ 公式サイト他、本事業で制作するコンテンツについて、掲載施設や主催者等への掲載許諾取得、掲載前の内容確認等を行うこと。
- ク 都、財団及び山形県が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。
- ケ 写真や動画使用にあたっては、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- コ 本事業で制作するコンテンツ等の掲載内容について、都、財団及び山形県において二次利用を想定している。「7 委託内容」(3)を除き、映像、イラスト、写真、音楽、出演者等、第三者が権利を有するものを使用する場合、少なくとも、令和8年3月31日までは使用できるよう必要な経費を当該委託費用に含めること。
- サ 各媒体の掲載におけるポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。また、掲出前には、都、財団及び山形県から原稿等の確認を受けるとともに、各者からの指示に従って修正に対応すること。なお、確認・修正期間には十分余裕を持つこと。

7 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的を達成するよう、次の事業を企画し、円滑かつ効果的に実施・運営すること。

(1) 雑誌への記事広告出稿

以下の仕様を満たした適切な媒体を選定の上、記事広告出稿を1回実施すること。

ア 概要

項目	内容
ターゲット層	20代～30代女性
訴求内容	東京都と山形県の双方の観光の魅力
ページ数	見開き1ページ以上（複数ページの掲出がのぞましい）
媒体イメージ	上記ターゲット層を読者に持つファッション誌等

イ 掲載内容について

上記アを前提に、都と山形県の双方の観光の魅力を紹介すること。読者層を引き付けるような記事構成、内容となるよう工夫を行うこと。

- ウ 財団及び山形県と調整のうえ、取材する箇所には適宜連絡及び調整を行い、取材先の撮影許可等（取材場所や素材等の取材先への調整、著作権処理その他特設ページへの掲載等に係る一切の許認可、届出、調整等）を取ること。その際、取材先に提出する書類等がある場合は事前に財団に提出の上、適切に対応すること。
- エ 取材に係る交通、宿泊、食事、その他の手配を行い、それらに係る一切の費用は、全て当該委託費に含めること。なお、都内の移動については原則として、公共交通機関を利

- 用すること。
- オ 掲載内容や時期等の詳細については事前に財団へ報告の上、実施すること。
- カ 使用言語は日本語とすること。
- キ 全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

(2) SNS を活用した情報発信

ア インフルエンサーの招聘

「Instagram」や「YouTube」等の SNS にて旅行・観光に特化した発信を行っているインフルエンサー等を起用するなどして、以下の仕様を満たした、都と山形県の観光促進につながる情報発信を行うこと。

項目	内容
ターゲット層	SNS 及び旅行に関心がある国内および英語圏の女性等。
訴求内容	都と山形県の双方の観光の魅力（特に東京都と山形県を巡る観光ルート、お勧め観光スポット、東京都と山形県相互のゆかりのあるスポット等）。
訴求方法	インフルエンサーの持つ SNS 媒体からの発信。
インフルエンサーの人数	① 日本人インフルエンサー（※1） 1名以上。 ※1 東京、山形にゆかりがある人物がのぞましい。 ② 在京外国人インフルエンサー（※2） 1名以上。 ※2 東京または国内在住経験が通算1年以上あること。
インフルエンサーの条件等	都と山形県双方への旅行のプロモーションという主旨を踏まえ、事前準備や事後報告を含め協力的に対応できる人物であること。 都・財団または山形県が行う広報・プロモーション活動において、プロフィール、顔写真、招聘旅行中撮影した写真等の情報を公開しても良いこと。 各ターゲット層に対し、東京と山形への旅行への意欲を喚起し、具体的な旅行行動を促進するような発信力・影響力を有すること。 原則として、SNS アカウントのフォロワー数が 100,000 人以上であること。
発信内容および頻度等	・①については、都県の観光スポット等の発信を行うこと。 ・②については、都県の観光モデルコース等の発信を行うこと。 ・スポット数については①と②それぞれ、各都県 10 スポットずつ以上とすること。 ・投稿は複数回行うものとし、うち、少なくとも1回以上、動画を活用した発信を行うこと。 ・発信は、いずれか1つ以上の媒体での発信を必須とするが、

	被招聘者が複数の SNS 媒体を有する場合は、可能な限り複数媒体での発信がのぞましい。
--	---

イ 留意事項

- (ア) 財団及び山形県と調整のうえ、取材する箇所には適宜連絡及び調整を行い、取材先の撮影許可等（取材場所や素材等の取材先への調整、著作権処理その他特設ページへの掲載等に係る一切の許認可、届出、調整等）を取る。その際、取材先に提出する書類等がある場合は事前に財団に提出の上、適切に対応する承認を得ること。
- 取材に係る交通、宿泊、食事、その他の手配を行い、それらに係る一切の費用は、全て当該委託費に含めること。なお、都内の移動については原則として、公共交通機関を利用すること。
- (イ) 掲載内容や時期等の詳細については事前に財団へ報告の上、実施すること。
- (ウ) 使用言語は①については日本語、②については英語とすること。
- (エ) 全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

(3) トラベル小冊子の発行

旅行ガイドブック等とのタイアップによる、以下の仕様を充たした女性向けトラベル小冊子（以下、「小冊子」という。）を制作すること。

制作にあたり、デザイン案はより効果的なデザインを選択できるよう 2 パターン以上制作し、全体構成案を含む台割を作成のうえ、制作すること。また、版下データの作成も行うこと。

なお、小冊子は、旅のイメージが伝わる写真を多く掲載することにより、東京と山形の双方への興味を喚起するとともに、実際の訪都、訪県につながる誘客を意識した内容とすること。

ア 制作物概要

- (ア) サイズ：東京都の観光関連施設等において、作成した小冊子の配布を想定しており、旅行者が手に取りやすく、東京と山形を周遊するのに適したサイズであることが望ましいため、利用者ニーズ、最近のトレンドを考慮した最適な仕様とすること。
- (イ) 総ページ数：20 ページ程度を想定しているが、適切と思われるページ数を設定すること。
- (ウ) 形式：紙媒体での小冊子および電子データ
- (エ) カラー：カラー 4 色以上を想定しているが、事前に財団へ報告の上決定、実施すること。
- (オ) 言語：日本語
- (カ) 内容：以下の内容を含むものとする。
- ・冊子タイトル
 - ・東京都と山形県の概要や特徴等の紹介
 - ・コンテンツ紹介（都と山形県に共通するテーマを設定し、お勧め観光ルートの紹介、それぞれの観光スポット、体験コンテンツ（体験等の様子や歴史等を含む）、アクセス情報 等）

・公式サイトに効果的に誘引できる工夫（QR コードや URL の掲載・記載等）

イ 校正

校正にあたって以下の条件を踏まえて行うこと。

- (ア) 綿密に原稿を校正すること。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- (イ) 掲載情報に電話番号や URL が含まれる場合、実際に電話するあるいはリンク先に接続する等確認を行うこと。
- (ウ) 都・財団および山形県等による校正を複数回（最低 2 回）行い、修正等を反映させること。なお、事前に受託者自身による校正を行うこと。
- (エ) 校正回数および確認期間を踏まえ、余裕を持ったスケジュールを立てること。最終的なスケジュールは事前に財団へ報告の上決定すること。
- (オ) 本機・本紙色校正を含み、色校正を複数回実施すること。

ウ 留意事項

以下の点に留意して制作すること。

- (ア) 企画にあたって、都・財団や山形県・関連団体等が既に公開している資料等を参考にするとともに、都と山形県への訪問意欲を喚起する魅力的な画像を使用する等、本事業の目的に寄与するような構成にすること。適宜現地取材、オンラインインタビューを実施するなど工夫すること。
- (イ) 前項に基づき、原稿を作成すること。最終的な原稿内容およびボリュームは事前に財団へ報告の上決定すること。
- (ウ) 全体デザイン・レイアウト・配色・文字の大きさ・フォント等は、小冊子の趣旨を踏まえて、視覚的に分かりやすく読みやすい内容にすること。
- (エ) 全体デザインや小冊子の構成が分かる資料を事前に提出し、関係各所の承諾を得た上で制作を実施すること。その際、既存のコンテンツや素材を調達し使用する場合、調達ルートを事前に提示するとともに、小冊子全体の構成が分かるように工夫すること。
- (オ) 画像、イラスト、図表等について、掲載許可の取得および費用は全て委託料に含むこととする。第三者に権利が帰属される図・画像・写真等を小冊子に使用する際は、必ず事前に受託者側で使用許諾を済ませること。第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。
- (カ) テキスト、画像、イラスト、インタビュー候補者等は公式サイトを参考にすること。二次利用については、事前に財団へ報告の上実施すること。
- (キ) 小冊子に利用する素材は、小冊子完成後以降も利用料や利用許可等が必要なく継続的に利用できるよう手配するとともに、必要な経費を委託料に含めること。
なお、素材の利用に期限がある場合は都度、財団へ報告の上、適切に対応すること。

エ 制作部数：紙媒体冊子 2,000 部、デジタルパンフレット用データ

オ 納期

令和 6 年 12 月末までにすべての作業を完了し、財団指定場所（都内、山形県内想定・最大 6 か所）への冊子納品と都及び山形県へ電子データ（PDF 形式および ai 形式）を納品

すること。

(4) ウェブサイト運営管理及び情報発信の実施

ア. サイト移管・引継ぎ

既存の公式サイトを前年度の受託事業者から引継ぎ、運用すること。コンテンツ、デザイン、構成及び機能を含む仕様全般について、原則として従来のもを引継ぐこととする。システム等の移管作業が必要な場合は令和6年4月30日(火)までに移管後のサイト公開を完了すること。移管作業期間中に既存サイトに修正・更新があった場合は最新の情報を反映すること。なお、引継ぎ・移管に係る一切の費用を本委託費に含めること。

イ. サイトの更新および運営管理

(ア) サイトコンセプト

女性を主なターゲットし、女性が安心して旅行できる街として都と山形県の観光の魅力を発信することにより、国内外の旅行者が実際に現地を訪問することを促す。

(イ) 言語：

日本語および英語

(ウ) デザイン・構成

- a 女性をターゲットとしたサイトデザインとすること。基本的なデザイン・構成は原則として従来のもを引き継ぐこと。
- b ウェブサイトの訴求力向上を目的とし、直帰率が低く、回遊性上がる(平均ページ閲覧数が多い/滞在時間が長い)構成を意識したサイト作りを行うこと。
- c PC、スマートフォン、タブレット等の様々な端末機器を考慮したレスポンシブデザインとすること。また、一般的なブラウザ、Windows、Google Chrome、Firefox、Mac Safari、iPhone、Android等の主要なブラウザで表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイト構成とすること。

(エ) コンテンツの制作・更新

以下のコンテンツを追加すること。

英語版のトップページのタイトル、デザイン等については、外国人旅行者を意識したタイトル等を事前に財団へ報告の上、変更すること。

a 観光スポットの追加

以下に基づき、年間4回のコンテンツ追加を行うこと。

(a) 日本語ページ更新(年間2回)

既存サイトに掲載のテーマ(「フルーツ・ベジタブル」、「温泉・銭湯」、「体験」、「絶景」、「注目グルメ」)に加え、女性のライフスタイル、ライフステージを意識した訴求力のあるテーマを2つ選定し、各テーマに合った観光スポットを1テーマにつき、都、山形県各3スポットずつ追加掲載すること。

(b) 英語ページ更新(年間2回)

ターゲット層に訴求力のあるテーマを2つ選定し、各テーマに合った観光

スポットを1テーマにつき、都、山形県各3スポットずつ追加掲載すること。

なお、上記(a)(b)に共通する訴求テーマがある場合は、同一のテーマ設定も可能とする。また、設定するテーマや掲載スポット、掲載する時期については事前に財団へ報告の上決定すること。

b トップページの画像を年間約4回、季節に合わせた訴求力のある画像に変更すること。

c 都と山形県の最新ニュースについて、10回程度掲載を行うこと。

d バナー制作、リンクの追加

都・財団及び山形県が指定するページへのリンクバナーをページ内に新規設置、または既存掲載内容の修正に対応すること。設置するリンクバナーは必要に応じてサイト掲載に則したサイズ等に調整すること。なお、都・財団及び山形県が所有する公式観光サイト等に本サイトへのリンクを掲載する可能性があるため、都・財団及び山形県の要請に従い、都度本サイトのリンクバナーをデザイン・制作のうえ、提供すること。

また、「7 委託内容 (1)～(4)」で連携する媒体やSNS等へのリンクバナーを適宜設置すること。

ウ システム・サーバー等の保守・運用管理

(ア) ウェブサイトは受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は、ウェブサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。

(イ) サーバーを設置するデータセンターは、24時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。

(ウ) 24時間365日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。

(エ) システム等(パッケージ等)の定期的なプログラム修正(操作性の改善や修正等軽微なもの)を委託費用内で行い、原則として、常に最新のバージョンとすること。

(オ) 原則、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。

(カ) 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。

(キ) サイト公開前に脆弱性診断を行い、必要な改善を行ってから公開すること。

(ク) サイト全体に対して、SSLを設置すること。

(ケ) サーバーは、本仕様の内容を満たす適切なものを用いること。

エ 英語への翻訳

英語ページの作成にあたり、以下のとおり、翻訳の品質管理を行うこと。

(ア) 翻訳については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観

点も含めた検証を行い、適宜修正すること。

(イ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。

(ウ) 固有名詞の表現等については、本契約締結後、資料等で英語への翻訳を提出し、財団の確認を行うこと。

翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの改善を指示することがある。

オ サイト改善施策

オーガニック流入、回遊率、滞在時間の改善を促すような効果的な施策を企画し、実施すること。なお、SEO 対策などアクセス件数の向上に関しては、アクセス解析結果を踏まえて実施すること。

カ その他

(ア) コンテンツ作成に当たり、自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認及びテストページ確認依頼等を行うこと。

(イ) 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。ウェブサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し、適切な対応をすること。

(ウ) 今後もコンテンツが増えていくことを前提に、ウェブサイトの運営を行うこと。

(エ) ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。また、サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

(オ) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

(カ) 別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。

(5) オンライン広告

公式サイト等への誘因を目的として、ターゲット層に対し効果的な訴求となるよう、以下に留意してオンライン広告を実施すること。

ア 公式サイトのコンテンツ更新時期を踏まえ、日本語ページ、英語ページそれぞれにおいて広告に最適な時期と内容を検討し、実施すること。

イ 広告媒体の選定にあたっては、発信力、影響力、拡散力を考慮し、効果的な媒体を選定して配信すること。（SNS（インスタグラム等）広告、Google 広告、バナー広告等を想定）

ウ 配信にあたっては、必要に応じて各広告の入稿規定に沿うように素材を編集の上、配信すること。

- エ 広告に必要となる素材（バナー等）は受託者にて制作すること。制作にあたり必要な権利処理等についても受託者にて行い、委託費用に含むこと。

(6) 協議会の運営にかかる手配等業務

以下の条件で開催する予定の会議に関する業務を行うこと。

ア 事業規模（実施回数、時期、開催場所は概ね以下のとおりとする。）

(ア) 実施回数・時期及び開催場所について

第1回を秋頃（山形県開催）、第2回を令和7年1月頃（都内。場所未定）とする。
開催日等詳細については決定次第、財団より連絡する。

(イ) 実施規模について

顧問2名、委員約10名（うち外部委員6名）、都、財団、山形県含めて30名程度を想定すること。

※協議会構成員については、[こちら](#)を参照のこと。

イ 業務内容

(ア) 適切な会議室等の協議会の会場を確保すること。

(イ) マイク、席札、湯茶、配布資料、PC、プロジェクタ等必要な備品を準備すること。

(ウ) 協議会に向けた資料作成を行うこと。資料の内容は、財団の指示に従い作成し、印刷等を行うこと。

(エ) 出席者の受付業務、会議中の写真撮影等を行うこと。あわせてプレスによる取材がある場合には、受付業務を行うこと。

(オ) 会議会場のレイアウトを事前確認のうえ、事前に指定したレイアウトで配置すること。

(カ) 会議当日に協議会出席者への交通費の支払い対応を行うこと。（事前の関連書類の準備含む）

(キ) レコーダー等で録音し、テープ起こし（全発言内容）、および議事録（発言要旨等）を作成すること。

(ク) 第一回目の協議会については山形県、第二回目協議会については都と財団と調整を行い業務を遂行すること。

(ケ) 第一回の協議会では、会議とあわせ、協議会構成員による山形県内のモデルルート（1日）の視察（1日）を予定している。

協議会実施時の委員の交通手段（都から山形県及び山形県から都への新幹線又は航空機、都内・山形県内移動用のハイヤーや鉄道）、必要に応じて食事の手配等を行うこと。委員の報酬を除く上記に記載のある協議会開催費用については委託費に含むこと。都から山形県への移動にかかる交通手段、食事の手配等は、約10名程度、その他の山形県内での視察にかかる手配（移動等）は約30名程度を想定すること。

視察に際しては財団及び山形県と調整のうえ、訪問先には適宜連絡及び調整を行うこと。その際、取材先に提出する書類等がある場合は事前に財団に提出の上、適切に対応すること。

(7) 効果測定及び報告

「7 委託内容」のそれぞれについて、以下のとおり実施すること。

ア 雑誌へ記事広告出稿等

適切なK P Iを設定の上、媒体に関する発行部数、閲覧数、ユーザーの属性（年齢、地域、特性等）等を報告すること。

イ SNSを活用した情報発信

インフルエンサーの投稿について、適切なKPIを設定の上、報告すること。

ウ トラベル小冊子の発行

納品場所と納品部数を報告する。

エ ウェブサイト運営管理及び情報発信の実施

ウェブサイトに関し、適切なK P Iを設定の上、目標値に対し、達成できるよう魅力あるサイト制作・運営を行い、アクセス数、ページ別訪問数、平均ページ滞在時間、直帰率、離脱率の値、インプレッション数等を四半期ごとに報告を行うこと。四半期ごとの報告を踏まえ、改善提案し、実施すること。

オ オンライン広告の実施

適切なK P Iを設定の上、広告表示回数、誘導するウェブサイトへのアクセス数（クリック数）、ページ別訪問数、平均ページ滞在時間、直帰率、離脱率の値（%）インプレッション数等を報告し、四半期ごとに改善策を提案の上、実施すること。

カ 協議会の運営にかかる手配等業務

実施した会議について、終了後に実施報告を行うこと。実施報告の内容については、財団の指示に従うこと。

8 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A4版、横書きカラーで作成の上、紙2部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで3枚納品すること。掲出された広告（オンライン、オンラインメディア）全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）

※目次、体裁、提出期限等は事前に財団へ報告の上、実施すること。

ウ 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等は事前に財団へ報告の上、実施すること。

エ 「7 委託内容」(1) および(3)については、発行物等を各5部及び電子データをCD-RまたはDVD-Rで3枚納品すること。

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申

し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

1 0 秘密の保持

受託者は、「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 1 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て財団に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）～（4）の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

1 2 委託事項・関係法令の遵守

受託者は、本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 3 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」（※3）及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」（※4）を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」（※5）に定められた事項を遵守すること。

※3：https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyokou.pdf

※4：https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkannrikijunimeji.pdf

※5：https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティ

の確保に取り組むこと。

また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

ア アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に TCVB から承認を得ること。

イ システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

ウ 受託者は、財団又は都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。

(3) 本事業において特に保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ・財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- ・また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(4) 本事業の遂行にあたり「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）が望ましい。

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1.4 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議の上、実施すること。また、本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、財団と協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除により新規受託業者への業務引き継ぎが完了した場合には、業務に関する情報、データ、資料等は適切に破棄・消去すること。
- (4) 本事業の委託者は財団であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応すること。
- (5) 感染症等の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものと

し、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本委託契約は、令和6年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和6年度TCVB収支予算が令和6年3月31日までにTCVB評議員会で承認された場合において、令和6年4月1日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
観光事業部 早野
E-mail: t.hayano@tcvb.or.jp